

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大豊町長 大石 雅夫

市町村名 (市町村コード)	大豊町 (39344)
地域名 (地域内農業集落名)	穴内地区 (式岩、穴内一区、穴内二区、穴内三区、磯谷、尾生)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月19日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

主に水稻、柚子、山椒、ゼンマイ、ミニトマト、ダイダイ、パプリカ、ウド、銀不老豆を生産している地区である。農業者が減少しており、経営規模を拡大したい者もほとんどいない。草刈りや柚子の収穫等、人手の確保が難しくなっている。新規就農者についても、経営が成り立つほどの収入が見込めず、確保が困難である。また、後継者も不足しており、栽培技術の継承が困難になっている。

水稻も盛んであるが、水路の維持管理、点検の負担が大きくなっている。

農機具が老朽化しており、更新が必要になってきているのに加え、肥料の高騰が更に農業経営を圧迫している。

鳥獣被害も深刻であるが、害虫による被害も大きい。また、農地周辺の木が大きくなっており、日当たりが悪化したり、枝や葉が農地に飛んでくるため、農作業に支障がでている。

地区の多くが地すべり地帯であり、道路のひび割れや農地の基盤が傾いたりしている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現在の農地を維持し、子の世代等、後継者に引き継げるよう、農地の環境保全、農産物の販路確保、関係人口の創出を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	63 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	63 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
必要に応じて集積、集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
必要に応じて活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
「農地耕作条件改善事業」等、中山間地域に合った補助事業を活用する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
営農指導員となる人材の確保、地元での勉強会を行い、農業の経験が浅い者でも適切な営農ができる体制を作る。 市民農園や棚田オーナー制の実施、また、企業誘致や学生アルバイトの募集等により、外部から担い手を呼び込む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
株式会社大豊ゆとりファームをはじめ、農作業受託を行っている組織を活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①電気柵を活用し、迅速かつ的確な予防ができるようにする。
 ③ドローンによる消毒を行い、作業の省力化を行う。
 ⑦水路の見回りや農地パトロールにより、農地の状況を把握する。
 水稻をやめた後の農地について、耕作放棄地にするのではなく、柚子等への転換や保全管理の方法を検討していく。
 ⑩杉の伐採を行い、水不足の解消を行う。
 棚田という資源を活かし、関係人口を増やす。例えば、耕作者不在の農地を市民農園や棚田オーナー制で活用したり、遊歩道の設置や写真展の開催、民泊等を行う。
 地区の取組をインターネット以外の方法でも情報発信を行い、関係人口の創出や農産物の販路拡大につなげる。